

引取りのない放置自転車の売却

募 集 要 領

令和8年5月

流山市

土木部道路管理課

流山市自転車の放置防止に関する条例第11条（第2項）に基づき、引取りのない放置自転車を売却します。

つきましては、別紙1「放置自転車売却に伴う仕様書」に基づき、買取（廃棄処分）業者を募集します。

1 買取申し込み

買取希望者は、放置自転車買取調書に所定の事項を記入のうえ、添付書類を添えて受付期間中に、受付場所まで直接提出ください。

申込期間：令和8年6月2日（火） 午前8時30分から

令和8年6月10日（水）午後5時15分まで

受付場所：流山市役所土木部道路管理課交通安全対策係

流山市平和台1-1-1

電話 04-7150-6093（直通）

2 売却予定台数

・平方放置自転車保管場所 30台（12台不良含む）

・鱒ヶ崎放置自転車保管場所 11台

合計 41台（12台不良含む）

3 自転車の引渡し日

令和8年6月26日（金） ※厳守

4 応募資格

次の資格を満たしていれば申し込みができます。

（1）千葉県内及び近県に事業所を有する法人。

（2）古物商の許可を受けている者。

（3）指名参加願が市に提出され、有資格者名簿に掲載されていること。

5 提出書類

次の書類を提出してください。（提出部数1部）

（1）放置自転車買取調書（別紙2）

（2）法人登記簿謄本（3ヶ月以内のもの）の原本又は写し

（3）古物商許可証の写し

（4）見積書（別紙3）

6 選定方法等

提出された書類を基に、担当課において買取業者を決定します。

（1）選定基準

ア. 買取り総価格が最高価格である者。

イ. 各自治体における実績等を考慮

(2) 選定結果

提出された申込者に対して、令和8年6月19日（金）までに郵送にて通知します。

7 その他

下記の日程で放置自転車保管場所の現地案内を実施します。

実施日：令和8年6月2日（火）から6月5日（金）まで

午後1時から午後4時まで

実施場所：平方放置自転車保管場所

流山市平方92-2 電話 04-7153-6460

鱒ヶ崎放置自転車保管場所

流山市鱒ヶ崎一丁目110 電話 04-7158-9386

その他：現地案内ご希望の場合は、上記実施期間中に直接、保管場所へお越しください。

担当課連絡先：流山市役所土木部道路管理課（第3庁舎）

交通安全対策係

電話 04-7150-6093（直通）

別紙 1

放置自転車売却に伴う仕様書

本仕様書は、流山市自転車の放置防止に関する条例第 11 条（第 2 項）に該当する自転車を売却するにあたり、次の点を厳守すること。

1. 売却する自転車の種類は、道路交通法第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車とする。
2. 市が売却を予定した自転車はすべて買い取ること。
3. 自転車の引渡しについては、流山市が指定する日時において実施する。
4. 自転車の引渡し場所
 - ① 平方放置自転車保管場所 流山市平方 9 2 - 2
 - ② 鱒ヶ崎放置自転車保管場所 流山市鱒ヶ崎一丁目 1 1 0
5. 自転車の搬出作業等、売却に伴う一切の経費は、買取り業者の負担とする。
6. 防犯登録のシールは必ず剥がすこと。
7. 買取った放置自転車は、海外への輸出を原則とし、日本国内でのリサイクルはしないこと。また、日本と国交のない国への売却及び譲渡はしてはならない。
8. 自転車等でリサイクル品として使用が不可能な場合は、その処分方法を流山市に報告する。
9. 処分の過程で発生した鉄、プラスチック類その他は、金属原料等として販売することができる。
10. 買取り者は、国内において、同一の業を営む業者へ転売をしてはならない。
11. 買取り者は落札者決定通知後、売払い金を 8 日以内に払込書により指定金融機関に納入すること。
12. 市から引渡しを受けた自転車について、買取り者は処理結果を市に提出すること。
 - ① マニフェスト
 - ② 通関書の写し

13. この仕様書に定めのない事項については、市と買取り者との協議のうえ、決定するものとする。

放置自転車買取り調書

住 所	
団体の名称	
代表者の氏名	
電 話 番 号	
他の自治体での実績	
主な輸出先	

上記のとおり相違ありません

令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

別紙3

見 積 書

令和 年 月 日

(宛先) 流山市長

住 所

会社名

代表者

印

募集要領及び仕様書等を熟知したので、令和8年度第1回の自転車の買取りに係る見積を提出します。

記

自転車 41台分

円

※上記金額には、消費税は含まれておりません。